

保護者会資料



平成 30 年 4 月 12 日(木)
八丈町立三原中学校

<生活指導部>

教育目標

やさしい人 たくましい人 よく学ぶ人
校訓【紳士たれ・淑女たれ】

三原PRIDE



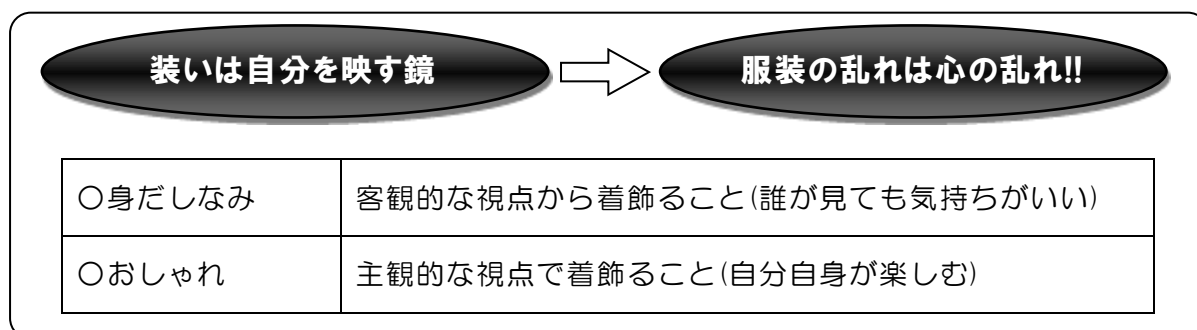
※三原PRIDEは、本校の卒業生が“三原中生”として大切にしていってほしいポイントを掲げたものである。日頃から、これらのポイントに意識をして学校生活を送り、受け継いでいってほしいという願いが込められている。

※三原PRIDEは、三原小学校で掲げている“三原っ子宣言”が土台となり、中学校においても成長段階を踏まえて掲げているものである。

中学校生活のきまり

1 服装

※面接試験でも通用する服装(身だしなみ)を心掛ける。





(1) 標準服

① 冬服期間 (11月1日～4月30日)

ア) 登下校時には、本校指定の標準服(ブレザー)を着用。

男子：ブレザーの下に、白のワイシャツにネクタイ

女子：ブレザーの下に、白のワイシャツにリボン

イ) 寒いときには、ブレザーの下にセーター・カーディガン・ベスト等を着用しても構わない。(白・グレー・黒・紺・ベージュの無地)

ウ) 登下校時には、コートやウィンドブレーカー等の防寒着を着用しても構わないが、校舎内では所定の場所にかけておき着用しない。

② 夏服期間 (6月1日～9月30日)

ア) 登下校時には本校指定の標準服(ブレザーは着用しない)を着用。

男子：白のワイシャツを着用します。ネクタイはつけなくても構わない。

女子：白のワイシャツを着用します。リボンはつけなくても構わない。

イ) 女子は、ワイシャツの上にベストを着用しても構わない。

(白・グレー・黒・紺・ベージュの無地)

ウ) ワイシャツの代わりにポロシャツを着用しても構わない(裾をズボンの中に入れる)。

③ 夏服・冬服併用期間 (5月1日～5月31日、10月1日～10月31日)

ア) 5月と10月は衣替えとなり、夏服・冬服併用期間となる。

イ) 登下校時は、夏服か冬服のどちらかを着用のこと。

| | | | | |
|------|------|-------|------|--------|
| 4月 | 5月 | 6月～9月 | 10月 | 11月～3月 |
| 冬服期間 | 併用期間 | 夏服期間 | 併用期間 | 冬服期間 |

- ④ 年間を通じて
- ア) 肌着を着用する。
 - イ) 派手な色、シャツ出し、極端に長いセーターやベスト、ズボンのずり下げ、短いスカート、ハーフパンツのはみ出し等の異装は認めない。
 - ウ) 休日等に他校の行事及び試合の応援に行く場合は、標準服又は部活動中の服装で参加する。
- ⑤ 熱中症防止対策に伴う水筒の取り扱いについて
- ア) 持参可能な期間は、6月1日から三原大運動会(10月)までとする。
 - イ) 水筒の中味は、水、お茶、スポーツドリンクとする。
 - ウ) 体育の授業時や三原大運動会、陸上競技記録会の練習時に、適宜水分を補給させる。
 - エ) 水筒を持参するかどうかについては、家庭のご判断とする。

(2) 体育着

- ① 保健体育の授業
- ア) 体育着：白のTシャツ(ワンポイント可)・ハーフパンツ・三原ジャージを着用する。
 - イ) 授業前に更衣室で着替える(制服は更衣室に置いておいても構わない)。
 - ウ) 授業後に制服に着替える(使用した体育着は教室に持ち帰る)。
- ② 体育的行事
- 保健体育の授業と同様に体育着を着用する。
- ③ 部活動
- ア) 活動中…保健体育の授業と同じ、またはユニフォーム、各部で指定された部活着とする。
 - イ) 休日の登下校…顧問の指示により、活動中の服装で構わない。

(3) その他

- ① 肌 着…白(Tシャツの場合はワンポイント可とする)。
- ② 通学靴…華美でない運動靴を使用する。
- ③ 上履き…白を基調とする華美でないスクールフロアまたは体育館履きを使用する。
- ④ 体育館履き…スポーツシューズを使用します。
- ⑤ 靴 下

 - ア) 無地(白・黒・紺：ワンポイント可)で汗とり、保温等の目的にあったものを使用する。
 - イ) 儀式(入学式・始業式・終業式・修了式・卒業式)は白(ワンポイント可)でくるぶしが隠れるものを使用する。
 - ウ) 寒いときは、女子はスカートの下にタイツ(黒・肌色)、または三原ジャージのハーフパンツを着用しても構わない。

- ⑥ 髪 型…染色やパーマ及び整髪料やワックス等による加工は認めない。ヘアピン・髪留めは、飾りがなく派手でないもの(黒・紺・ベージュ)を使用する。また、女子の髪が肩にかかる場合は結ぶ。

2 登下校

- (1) 出欠席の確認は8時10分に行う(8時05分までに登校する)。
- (2) 自転車通学は許可しない。
- (3) 一般下校時刻…(月)(火)(木)(金)は15時50分、(水)は14時50分とする。
- (4) 最終下校時刻

| | |
|--------|--------|
| 2月～10月 | 11月～1月 |
| 18時00分 | 17時30分 |

- (5) 登下校時に買い食いはしない。

3 通学バッグ

- (1) スポーツバッグ・デイパック(小型のナップザック)でも構わない。
- (2) その他については、用途を考え相談の上で使用する。

4 持ち物

- (1) 生徒手帳(身分証明書)、ハンカチ、ティッシュは常に持ってくる。
- (2) 学校生活に必要なもの以外は持ち込まない。

- ① 携帯電話、携帯音楽機器、電子機器類、時計、カメラ類
- ② 装飾品：ネックレス、リストバンド、ピアス、指輪、アクセサリー類等
- ③ アメ、ガム等のお菓子類

- (3) カッターナイフ等、刃物類はもってこない。
- (4) 教科書類は、指示がない場合は常に持ち帰りロッカーや机の中に置かない。
- (5) 個人の持ち物には記名する。

5 職員室入室マナー

- 1 学年・3 学年の先生に用事がある場合、日直日誌や鍵を借りる場合は、前のドアを利用する。
- 2 学年の先生に用事がある場合、配布物を取る場合は、後ろのドアを利用する。

①カバンやコート類は廊下に置きノックをする(3回) 丁寧にドアを開ける

②「失礼します」

礼をしてから 職員室の中に一步入る(赤い線まで)

③「おはようございます」 「こんにちは」

④用件を伝える

<例1>「◇◇先生お願いします」

⇒先生がいらっしゃるのが確認できた場合

<例2>「◇◇先生いらっしゃいますか」

⇒先生がいらっしゃるかわからなかった場合

<例3>「△△をするので、□□の鍵を貸してください」

⇒体育倉庫の鍵など物品を借りる場合

⑤「ありがとうございました」

⑥「失礼しました」

礼をしてから 職員室の外に出てドアを丁寧に閉める

※鍵を貸し出す場合は、所属と用途を確認して渡す。



掲示物

6 昼休みの過ごし方

- (1) 12時50分に給食の時間は終了する。
- (2) 片付け・歯磨きをしてから昼休みとなる(歯磨きセットを持参のこと)。
- (3) 教室・ホール・ベランダ等ではふざけない。
- (4) 体育館を使用しても構わない。
- (5) 図書室を利用しても構わない。

7 校庭・遊び場開放

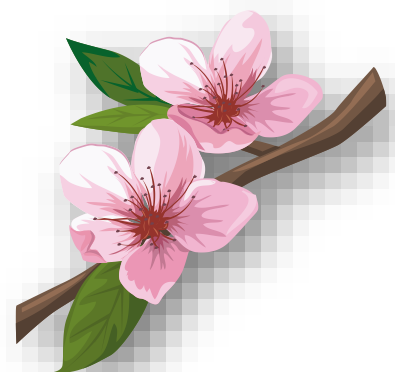
- (1) グラウンド開放の対象は、学区域内の児童、生徒及び幼児である。
- (2) 校舎内(昇降口・玄関・廊下・トイレ・教室等)には入れない。

- (3) 部活動で登校した後、校庭で遊ぶ場合は、必ず一度下校すること。
- (4) 飲食物、花火、危険物等の持ち込みは、いっさい禁止とする。
- (5) 帰宅時間は、最終下校時刻と同様とする。
- (6) 他団体(部活動、ボランティア活動等)が使用している場合は、利用を避ける。

8 その他

- (1) 生徒の使用電話は、昇降口にある公衆電話を使用する。故障等で使用できない場合は、職員室の電話を使用し、小銭入れ(貯金箱)に通話料を入れる。
- (2) 事故防止のため、廊下では走らないこと。
- (3) 休日に学校を利用するときは、許可が必要である。
- (4) 清掃をしっかりとやり、ゴミの分別も行う。

**本校の教育活動にご理解・ご協力の程
よろしく願いいたします。**



SNS 八丈ルール作成までに至る経緯

平成 28 年 4 月
八丈町教育委員会

近年、携帯電話（スマートフォンを含む）が普及し、その普及率は 138.5%（2015 年 6 月総務省発表「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 26 年度第 4 四半期（3 月末）」）となっています。一人一台が当たり前の世の中となり、子供が携帯電話を持つことも一般的になってきました。

それとともに、携帯電話を通じて、子供たちが犯罪に巻き込まれたり、LINE などのネットワークサービスの不適切な利用でいじめが起きたりしています。

また、夜間の長時間使用により、視力が低下した、寝不足になったなど子供が健康を害してしまうこともあり、そのことが結果として学力低下につながってしまったという調査結果（2014 年 8 月文部科学省発表「全国学力・学習状況調査の結果」）も出ています。

そんな中、携帯電話会社各社が未成年の携帯電話にはフィルタリングをかける、警察が学校に出てセーフティ教室で携帯電話を扱った内容を行うなどをしてきました。しかし、フィルタリングやセーフティ教室などはある程度の効果を示しましたが、子供の痛ましい事件の根絶には至っておりません。

そこで、携帯電話を使用する人自らが「使用のルール」を作り上げていくことで、より効果的に犯罪や事件の予防に努めていただくため、東京都教育委員会は「SNS 東京ルール」を制定しました。従来の周りから教えてもらうというのではなく、自分たちで作りに上げていくことを意識した内容になっています。

八丈町でも、「SNS 東京ルール」に沿って「SNS 八丈ルール」を作成しました。是非ともご活用いただければと思います。

携帯電話は各個人の物で、子供がどのように携帯電話を使用しているのか、残念ながら学校や周りの大人は把握ができません。大人が把握できないからこそ、「携帯電話を持たせることは子供を一人で繁華街を歩かせているのと同じ」とよく言われます。

今までもこれからも大切なことは、各ご家庭で子供と「話し合う」ことです。このルールを基に各ご家庭でよく話し合っていたいただき、各ご家庭に合ったルールを作っていたいただきたく思います。また、自分たちでルールを作り上げていくことで各ご家庭に合う、携帯電話の適切な使用を促していきたいと思っています。

子供たちの健全育成のため、これからもご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

SNS八丈ルール

平成28年4月
八丈町教育委員会

ルール1 健康を守ろう

- ① 夜9時以降は、スマホ・携帯電話等は使わない
- ② 寝るときは、電源を切って、返信や投稿をしない

ルール2 友達・家族を守ろう

- ① 見た人が傷付いたり不愉快に感じたりする言葉は使わない
- ② 家族で正しいルールを決める
- ③ 大切なことは直接会って話す

ルール3 プライバシーを守ろう

- ① 個人情報をネットに載せない（画像・住所・氏名など）
- ② 誰にでも見せられる情報・言葉しか書き込まない
- ③ 知らない人からの書きこみは無視する